

令和6年度 山梨地方最低賃金審議会
第4回 山梨県最低賃金専門部会

と き：令和6年8月2日
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会

- 2 議 事
 - (1) 山梨県最低賃金改正決定審議
 - (2) その他

- 3 閉 会

第4回 山梨県最低賃金専門部会 配席表 (R6.8.2)

山梨労働局大会議室

今 反 門
井 田 野
委 委 委
員 員 員
○ ○ ○

公益委員

岡本委員 ○
小林委員 ○
白倉委員 ○

労働者側委員

使用者側委員

○ 長谷川委員
○ 早川委員
○ 丸茂委員

事務局

○ 篠原賃金指導官
○ 鈴木賃金室長
○ 小林労働基準部長
○ 片山監督課長

出入口

令和6年度 山梨県最低賃金改正審議 公益委員案

令和6年8月2日

労働者代表委員、使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 988 円

(引上げ額 50 円、 引上げ率 5.33 %)

(案)

令和6年8月2日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県最低賃金専門部会
部会長 反田 一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一 門野 圭司 反田 一富

労働者代表委員

岡本 昌也 小林 賢 白倉 範人

使用者代表委員

長谷川 正一郎 早川 幸夫 丸茂 正樹

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 988円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

付帯決議

当審議会は、令和6年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申にあたり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、付帯決議として、以下の5点を付する。

- 1 最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。
- 2 賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。
- 3 税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上げとなるような制度の見直しについて検討を求める。
- 4 真に生活に困窮している人のため最低賃金を引き上げるものであるが、政府に対して最低賃金制度以外の生活保障制度を創設を求める。
- 5 中央最低賃金審議会の目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるような、審議、答申内容とすることを求める。

山梨県最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	6年7月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 部会長に反田委員、部会長代理に今井委員を選出した。 2 審議日程について 3 最低賃金等の状況について 4 労使からの意見聴取結果について
	2	6年7月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県内の賃金等の状況について 2 山梨県最低賃金改正決定審議労使がそれぞれ基本的見解を発表
	3	6年8月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 労使がそれぞれ金額を提示し、以後、公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。
	4	6年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。 2 結審 公益委員が提示した（案）について採決を行った。 その結果、公益案を過半数以上の賛成を得て決議した。（労働者委員一部反対、使用者側委員一部反対） 3 専門部会報告（案）審議及び同報告の決定 事務局（案）のとおり了承した。

【参考】

区分	回	開催年月日	調査審議事項
本審	1	6年7月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金の改正決定に係る諮問について 2 山梨県最低賃金専門部会の設置について
	2	6年7月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会における目安について 2 賃金実態調査結果等について 3 労使からの意見聴取結果について